

第4回 三保松原白砂青松保全技術会議

日時:平成 27 年2月3日(火) 午後3時～午後5時
場所:クーポール会館 5階「駿河」

議事次第

1. 開会
2. 開会挨拶
3. 議事
 - (1) 第3回会議における意見と対応
 - (2) L型突堤の配置
 - (3) L型突堤の構造
 - (4) 養浜方法
 - (5) まとめと今後の予定
4. 閉会挨拶

○ 配布資料

資料-1	{	第4回三保松原白砂青松保全技術会議 <u>議事次第</u>
		三保松原白砂青松保全技術会議 <u>委員名簿</u>
		第4回三保松原白砂青松保全技術会議 <u>座席表</u>
		三保松原白砂青松保全技術会議設立 <u>趣意書</u>
		三保松原白砂青松保全技術会議 <u>設置要綱</u>
資料-2		第4回三保松原白砂青松保全技術会議 <u>説明資料</u>
資料-3		第4回三保松原白砂青松保全技術会議 <u>参考資料</u>

三保松原白砂青松保全技術会議
委員名簿

(敬称略:委員五十音順)

座長

こんどう せいいち
近藤 誠一

前文化庁長官

副座長

なんぼ たかし
難波 喬司

京都大学大学院客員教授、静岡県副知事

委員

うだ たかあき
宇多 高明

日本大学客員教授

おかだ ともひで
岡田 智秀

日本大学理工学部教授

さとう しんじ
佐藤 慎司

東京大学工学系研究科社会基盤学専攻教授

しのはら おさむ
篠原 修

東京大学名誉教授

すぎもと たかしげ
杉本 隆成

東京大学名誉教授

せ た まさのり
勢田 昌功

国土交通省中部地方整備局河川部長

もとなか まこと
本中 眞

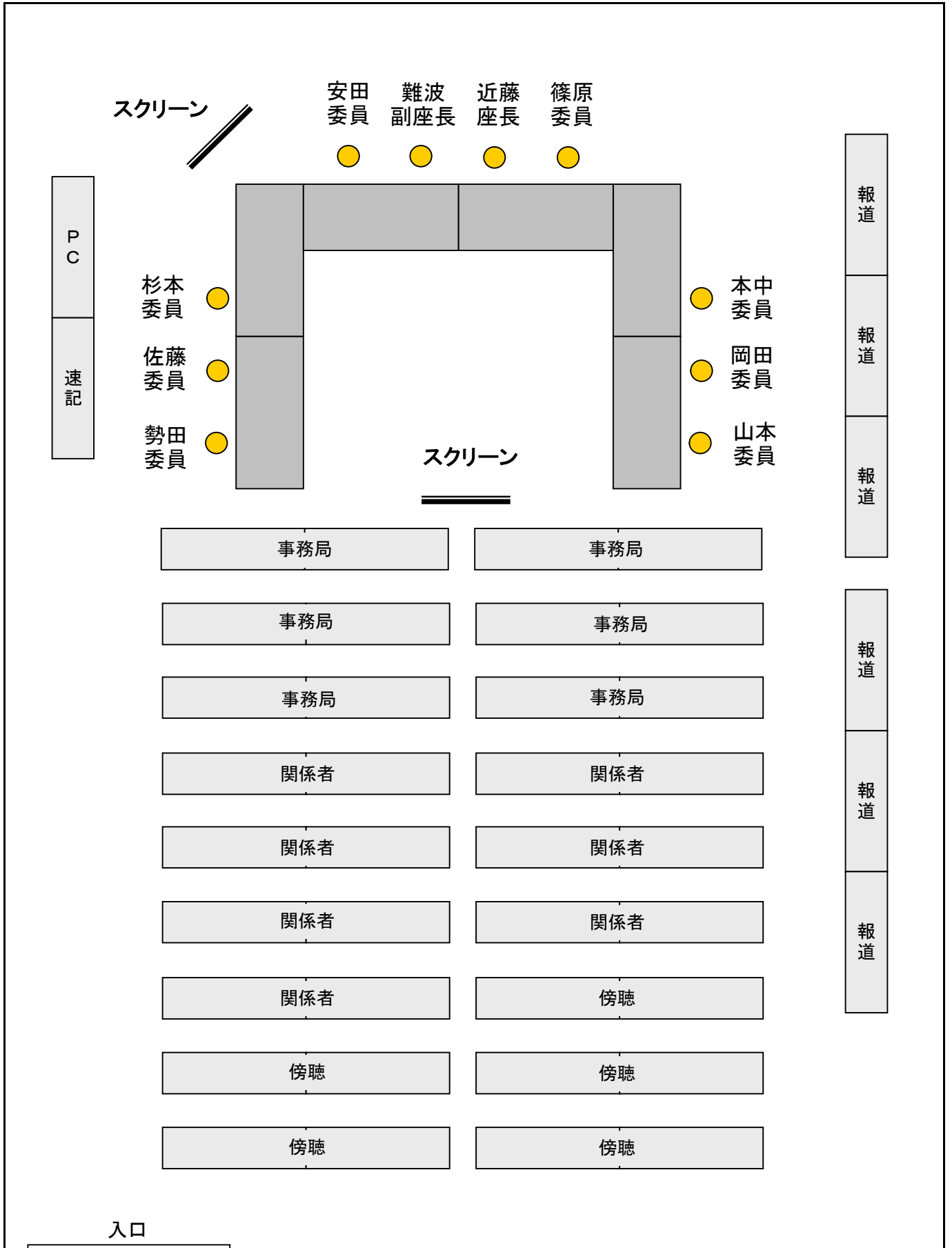
文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官

やすだ よしのり
安田 喜憲

静岡県補佐官(学際担当)

やまもと かつや
山本 克也

静岡市副市長



三保松原白砂青松保全技術会議 設立趣意

三保松原は、日本三大松原のひとつにも数えられ、美しい砂浜と背後の松林が織り成す白砂青松の海岸は、霊峰富士を望む日本有数の景勝地として全国にその名を知られている。また、万葉集に登場して以降、数多くの和歌や浮世絵、絵画の題材となるなど芸術の源泉としても名高く、平成25年6月には、世界文化遺産「富士山」の構成資産のひとつとして認定された。

また、その美しい砂浜は、安倍川における砂利採取などを要因とした海岸侵食により消失の危機に瀕したことから、砂浜を保全し、かつ三保松原にふさわしい景観を残すために「ヘッドランド工法」や「養浜」による対策を実施し、今日まで砂浜背後の人命財産を守ってきた。

しかし世界文化遺産の登録過程において、砂浜の保全に大きな役割を果たしてきた消波ブロックの存在が、審美的観点において望ましくないという指摘を受けたことは、重く受け止めなければならない。海岸侵食の勢いはいまだ衰えておらず、地球温暖化による海面上昇や切迫性が叫ばれる大津波など、海岸部における災害防止の必要性が増大している中で、海岸から富士山を望む景観価値をこれまで以上に高め、後世に残していくことが求められている。

このため、これまでの経験と、先端の知見・技術を駆使し、防護と景観の両面から問題を捉え、両者を高い次元で調和させることにより、文化財としての新たな価値を創造することが必要である。

三保松原の海岸における「世界文化遺産としての資産価値の保護と安全安心が両立する新しい姿」を提示するため、本会議を設立するものである。

三保松原白砂青松保全技術会議設置要綱

(名称)

第1条 本会は「三保松原白砂青松保全技術会議」（以下「会議」）と称する。

(目的)

第2条 清水海岸三保松原付近の景観改善と海岸保全の両立のために必要となる技術的な検討をおこない、世界文化遺産の構成資産にふさわしい海岸づくりに資することを目的とする。

(組織)

第3条 会議は、知事が委嘱した委員により組織する。

2. 会議には座長及び副座長を置き、会議に属する委員のうちから知事が指名する。
3. 座長は会議を代表し、会務を総括する。
4. 座長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対し、会議への出席を求め、意見を聴取することができる。
5. 座長に事故等のある場合は副座長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、知事が必要と認めるときはこれを延長することができる。

(会議の開催)

第5条 会議は、座長が必要と認めるとき、若しくは委員から要請があった場合に開催する。また、会議の議長は座長がこれにあたる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課に置く。

2. 事務局は、会議の運営に関する事務及びその他の事務を処理する。

(情報公開)

第7条 会議は原則公開とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

第9条 この要綱は、平成25年8月7日から施行する。